

鳥獣捕獲に係る入林手続のお知らせ

○ 申請様式を統一

鳥獣捕獲に係る様式が全国統一となり、森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。

猟銃による捕獲の入林届
わな猟など一般の入林届
有害鳥獣捕獲など地方公共団体の事業に係る入林届



様式の統一

○ 手続回数を削減

年度内であれば、一回の申請で複数回の入林が可能です。

ただし、実際の入林が決まった場合は、入林する日と場所を森林管理署等に連絡してください。

○ 申請方法を多様化

森林管理局・署への郵送や窓口への提出のほかファックス、メールでも申請できます。

ただし、各森林管理局・署により取扱いが異なりますので、詳しくは、申請先にお問い合わせ下さい。



○ 立入禁止区域図の入手が簡単

立入禁止区域図を森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。



※立入禁止区域図は原則、年度当初と狩猟期前に更新します。

※入林する者の安全のため、入林の届けのあった場所、目的についてホームページでお知らせします。

※都道府県及び市町村等が有害鳥獣捕獲事業等を実施する場合の狩猟者の立入を制限する区域も同時に入手できます。

